

# 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書回答

## 【陳情事項】

- 【1】 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。  
 「法に基づいて実施します。」

- 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

### 1. 安心できる介護保障について

#### (1) 介護保険について

##### ①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

「第4期介護事業計画を策定中のため、策定委員会にて審議中である。」

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

「法のとおり、所得に応じ6段階とし町独自の制度は設けない。」

##### ②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

「法のとおりの減免とし、町独自の制度は設けない。」

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

「法のとおりとし、町独自は考えていない」

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

「国の補助金「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を利用する事業者がいれば、町として国へ補助金の交付申請及び町単独補助事業「美浜町社会福祉施設等整備事業補助金」を予算の範囲内で交付します。」

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

「県等の主催の研修のほか、知多南部2市4町共同で、事業者間の連絡協議会及び従事者の資質の向上を図るため、研修会を実施している。」

#### (2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

「配食は昼食週5回実施し、会食は年6回実施している。」

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

「外出支援については、現在地域巡回バス(いってきバス)を東西の2コースで、1日各5巡回

実施している。」

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充  
「高齢者の集まりの場としては、各地区に老人憩いの家等があり、援助としては老人憩いの家設置費の補助を実施している。」

### (3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。  
「要介護認定者で障害者認定と同レベル以上の者を対象にしている。」

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。  
「対象者に送付している。」

## 2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

「後期高齢者福祉医療制度でひとり暮らし非課税者も対象にしている。70歳から74歳の人は対象としていない。(経過措置対象者を除く)」

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

「実情をよく聞いて広域連合に伝え、対応していきたい。」

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

「現在適用していない。県に対して意見書は提出している。」

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

「人間ドックについて、後期高齢者は対象としていない。保養施設利用補助は、老人福祉として対応している。」

## 3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。  
「平成20年10月から小学校3年生までの現物給付を実施する。」

②妊娠婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。  
「無料検診を産前5回、産後1回実施している。」

## 4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

「保険料(税)は20年度に6割・4割軽減を7割・5割・2割軽減とし、適用範囲を拡充する改正を行いましたので、減免制度については現行どおりでご理解願いたい。」

- イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。  
「保険料(税)の対象外の考えは持っておりません。」
- ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。  
「現行どおりの減免制度の考えであります。」
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。  
「現行の減免規定の適用と考えている。」

## ②保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。  
「国民健康法の主旨に基づいて進めていきたいと考えている。なお、福祉医療の該当者へは、短期の保険証で対応している。」

- イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。  
「生活実態を無視した制裁行政は行っていない。」

- ③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。  
「法に基づき実施している。」

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。  
「現時点での考えはありません。」

## 5. 障がい者施策の充実について

- ①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。  
「負担軽減措置にある資産要件は、国が定めた要件であり町として撤廃する意志はない。」
- ②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。  
「補装具の利用負担については、国の定めた負担率にしたがい、町として軽減する予定はない。  
また、地域生活支援事業の負担軽減については、自立支援法の障害福祉サービスの負担上限額を使っているので、これ以上の軽減は予定していない。」

- ③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。  
「第2期障害福祉計画の策定にあたっては、障害者のニーズ、地域の実情等を十分把握し策定する予定です。」

## 6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、

実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。  
「特定健診、歯周疾患健診については、法に基づく対象においては、現在のところ有料化は考  
えていない。がん検診については、現行どおりとする。特定健診、歯周疾患検診については  
4月から9月にかけ、地域に出向いて集団検診で実施する。個別医療機関委託については、  
検討していく。」

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・ 6  
0・70歳の検診は必ず実施してください。  
「現行水準で、年1回実施する。」

## 7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。  
「法に基づいて実施します。」

### 【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

#### 1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受  
給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解  
体をやめ、民営化は凍結してください。  
②後期高齢者医療制度は廃止してください。  
③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労  
働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。  
④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復  
活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国  
庫負担金を減額しないでください。  
⑤消費税の引き上げは行わないでください。  
⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で  
崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。  
「①～⑥ 意見、要望を尊重し検討していきます。」

#### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適  
用してください。  
②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活して  
ください。  
③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。  
④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。  
⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。  
⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。  
⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、  
資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。  
「①～⑦ 意見、要望を尊重し検討していきます。」

#### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。  
②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。

- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
  - ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
  - ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。
- 「①～⑤ 意見、要望を尊重し検討していきます。」

以上

